⑶　技術提案に関する事項

技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、評価項目１）～５）で１項目でも施工計画書の提出が無かった場合、施工計画書の１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

①　技術提案

施工計画で求める４項目（出来形管理・安全確保・環境対策・工程計画）の向上に資する工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する改善提案とする。なお､外観(外面形状、桁高一定）の変更を伴う工事目的物を変更する提案は不可とする。

技術提案の一部が不可と評価される場合は、不適格とする。

②　施工計画

１）出来形管理①
２）出来形管理②
３）安全確保
４）環境対策
５）工程計画

⑷　技術提案の評価項目及び評価指標

技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。なお、技術提案は評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。

①　評価項目

１）出来形管理①の向上に資する提案
・鋼桁の架設精度の出来形管理手法（目標とするキャンバーの管理値を記載すること）
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

２）出来形管理②の向上に資する提案
・床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

３）安全確保の向上に資する提案
・河畔公園及び河川敷利用者に対する施工時の飛来落下等の安全対策とその効果
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

４）環境対策の向上に資する提案
・相模川に対する汚濁防止対策とその効果
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

５）工程計画の向上に資する提案
・送出し架設における確実な工程計画とするための手法・体制
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

②　評価指標

１）優：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの

２）良上：「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

３）良：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

４）良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

５）可：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

６）不可：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑸　技術評価点の付与方法

技術提案の評価項目及び評価指標は下記のとおりとする。

①　出来形管理①
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（25点）　優25点・良上18.75点・良12.5点・良下6.25点・可０点・不可（不適格）

②　出来形管理②
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（25点）　優25点・良上18.75点・良12.5点・良下6.25点・可０点・不可（不適格）

③　安全確保
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（10点）　優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不可（不適格）

④　環境対策
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点(20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

⑤　工程計画
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点(20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）

⑹　入札参加者の選定方法

技術提案中の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

⑺　落札者の決定方法

競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し､「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点：満点100点とし、記３⑸による。

②　価格評価点：100－200(Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)　(0.75Ｌ≦Ｐ≦1.2Ｌ)　100／(Ｘ／Ｌ)×Ｐ／Ｌ（Ｐ＜0.75Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格)、Ｌ：契約制限価格　Ｘ：0.75Ｌ以上の最低入札価格

ただし、入札価格が全て0.75Ｌを下回る場合はＸ／Ｌを0.75とする。

③　総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑻　契約金額の決定方法

落札者の提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約目安価格を下回る場合は確認協議を省略する。

⑼　技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の技術提案を履行できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講じる場合がある。

⑽　技術提案にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話　03―5776―5600（代表）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成22年３月４日（木）から平成22年５月31日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所：記４⑴に同じ。

③　交付方法：設計図書等は、ＣＤ－Ｒにより無料で交付する。

⑶　申請書等の提出

入札参加希望者は、申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）を添付した競争参加資格等確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。

⑷　技術提案及び入札書の提出

入札参加希望者は、申請書等の提出に併せて技術提案及び入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。